

電子版

脱農薬てんとう資料集

第4号

無人ヘリコプター農薬散布 現状と問題点

(2005年9月)

=====

発行 反農薬東京グループ
〒202-0021 東京都西東京市東伏見 2 - 2 - 28 - B
電話 / ファックス : 0424-63-3027
E-mail : mtsuji@jcom.home.ne.jp
URL <http://home.e06.itscom.net/chemiweb/ladybugs/>

=====

もくじ

はじめに	2
第1章 急増する無人ヘリによる農薬散布	3
1、無人ヘリによる空散は有人ヘリの面積を超えた	3
1-1、毎年10～20%の増加	3
1-2、増える適用作物と農薬	7
1-3、無人ヘリでは、地上散布の100倍の濃度で散布	11
2、不十分な安全対策 - 最低有人ヘリ並みにすべき	12
2-1、通知による若干の規制はあるが	12
2-2、有人ヘリのガイドラインに無人ヘリの規定	12
2-3、無人ヘリでも事前連絡が必要	13
2-4、技術研修を受ければオペレーターに	14
2-5、実施者のための手引き	14
3、問題山積みの無人ヘリ散布	16
3-1、全国各地から相談が次々と	16
3-2、健康被害の疫学調査例	17
3-3、農水省に無人ヘリの飛散、大気調査はない	18
3-4、市民側のデータ	19
3-5、無人ヘリの事故	19
第2章 無人ヘリ農薬散布に関する法令・通知等	21
1、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」	21
2、「農林水産航空事業実施ガイドライン」	24
3、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」	28
4、「農林水産航空事業の実施について」	32
5、「住宅地等における農薬使用について」	35
6、「産業用無人ヘリコプターによる病虫害防除実施者のための手引き」	37
7、「農薬の現地混用について」	37
8、松くい虫特別防除等の適切な実施について	38
9、地方自治体の指導要領	39
第3章 無人ヘリ農薬散布の規制強化を求める	40
1、法的根拠を明確に	40
1-1、有人ヘリの協会がなぜ無人ヘリを扱うのか	40
1-2、1962年の次官依命通達	40
1-3、突如、促進要項を廃止し新しい通知を出す	41
1-4、行政指導でなく法律で規制を	41
2、防除業者の免許制度を	41
3、飛散＝ドリフト防止対策を万全に	42
3-1、農薬飛散と大気中濃度調査の実施が必	42
3-2、農作物へのドリフト防止対策を義務づけ、緩衝帯幅を決める	42
3-3、住宅地等周辺での無人ヘリによる農薬散布の禁止を	45
4、現地混用の禁止を	46
5、農薬損害賠償保障法も必要では	46
第4章 林野庁・松枯れ無人ヘリ農薬散布に関する資料	47
第5章 「てんとう虫情報」掲載記事とウェブサイトリンク集	57

はじめに

無農薬で水田耕作をしている農家や、水田や松林に隣接する地域の住民から無人ヘリコプターによる農薬散布についての相談が増えています。

例えば、山口県で有機農業に励んでいるSさんから、隣の水田に無人ヘリコプターで散布される農薬が自分の無農薬米田に飛んでこないか心配だ、という電話がありました。聞けば、町の第三セクターが保有する無人ヘリコプターを使った農薬散布らしいので、直接指導すべき立場にある町や県に事情を話して、中止して貰うように交渉をすることを勧めました。ところが、山口県の担当者は「無人ヘリコプター散布について県は指導する立場にない」といったそうです。また、静岡県浜松市では、幼稚園から50メートルしか離れていない松林で松枯れ防除のために無人ヘリコプターによる農薬散布が行われましたが、散布後に行われたアンケート調査の結果、今までの空散後の健康被害調査に出てくる症状と同じ「せき・たんが出る」、「のどの痛み、かゆみ」、「鼻水」、「はきけ・むかつき」、「頭痛」、「下痢」などの症状が訴えられています。

ところで、「無人ヘリコプター」というのは、航空法で定められているところの「人が乗って航空の用に供することが出来る回転翼航空機」(有人ヘリコプター)には該当しない、人が乗って航空の用に供することのできない遠隔式小型回転翼機です。航空法の規制対象になっていません。

航空法の規制を受ける有人ヘリコプターに替わって、今や2000余機の規制を受けない無人ヘリコプターが全国各地の水田や畑地、ミカン園、芝地、松林などを飛びまわって農薬散布をしています。その結果、上記のような有機圃場への農薬飛散問題や行政の無責任な対応、地域住民の健康被害、操作ミスによるヘリコプターの墜落、架線事故等が全国各地で発生しています。

この資料集には、増え続ける無人ヘリコプターによる農薬空中散布の現状、無人ヘリコプター用登録農薬名一覧、地上散布の約100倍の高濃度の希釈液を使用することがある無人ヘリコプターによる農薬散布の安全上の問題点、関連行政通達・通知、無人ヘリコプター農薬散布関連(行政、業界団体、ヘリコプターメーカー等)Webサイトのリンク先などをまとめました。無人ヘリコプター散布地に隣接した畑などでは、農薬飛散=ドリフト防止対策を十分実施しないと、残留基準や一律基準超えで、農作物が出荷規制を受け、農薬使用者の責任が問われる恐れも生じます。無人ヘリコプターによる農薬散布を行っている関係者にも役立つものと思います。

反農薬東京グループは農薬をはじめとする化学物質による環境汚染・健康被害を出来るだけ減らそうと運動している市民団体です。本資料集が十分な安全性の確認もなされず強行されている無人ヘリコプターによる農薬空中散布の安全性の再評価・規制のきっかけとなることを願っています。